

共通事項

|        |                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 素案閲覧場所 | 区HP、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちセンター、図書館                                                   |
| 提出方法   | ●区HPから ●☎へ書面(書式自由)をFAX・郵送・持参<br>※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。<br>※障害等により前記方法での提出が難しい場合は、☎へご相談ください。 |
| 記入事項   | ①ご意見・ご提案②住所または勤務先・通学先の所在地・名称③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地                                             |
| 提出期限   | 10月6日(必着)                                                                                        |
| 意見の公表  | 令和9年(2027年)2月(予定)                                                                                |



区HPから素案の閲覧・意見の提出ができます

区HPQ 7778

### 3 第12次世田谷区交通安全計画(素案)

#### 計画策定の背景

交通安全対策基本法に基づき、昭和46年(1971年)以降、「世田谷区交通安全計画」を11次にわたり策定し、区と関係機関・団体が連携して交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することで、交通事故の防止と区民生活の安全確保に努めてきました。

交通事故の防止は緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念のもと、社会情勢や交通環境の変化に対応した交通安全対策を計画的に推進していく必要があります。「交通事故を防ぎ、区民のすべてが安心して充実した生活を送ることができる安全な社会」の実現を目指すために策定します。

#### 計画の期間

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

#### 計画の内容

直近5年間では、死者数10人以下、負傷者数1800～2000人弱で推移しているところ、2030年(令和12年)までに、交通事故による年間の「死者数をゼロに近づける」「死傷者数を1650人以下とする」ことを目標にします。

#### 計画の主な取組み

- 高齢者・子どもの交通安全対策の推進  
交通安全教育や見守り活動、道路環境の改善を通じて交通事故の防止に取り組みます。
- 自転車・二輪車・小型モビリティ(移動手段)の安全利用の推進  
交通ルールの普及啓発や安全利用の促進、通行環境の整備を進めます。
- 飲酒運転の根絶と地域ぐるみの交通安全活動の推進  
関係機関や地域団体と連携し、交通安全意識の向上と事故防止に取り組みます。



☎交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX 6432-7996 区HPQ 34158

### 4 世田谷区旅館業法施行条例(改正素案)と 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(改正素案)

#### 改正の背景

平成30年(2018年)6月、住宅宿泊事業法と改正旅館業法施行令が施行され、共同住宅の一室や戸建て住宅等での旅館業・住宅宿泊事業が可能になり、区内においても旅館業・住宅宿泊事業数が増加しました。これに伴い、ごみの廃棄、騒音等の相談・苦情件数が急増し、その対応にあたってきました。

区では、今年度から「世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会」を開催し、旅館業法および住宅宿泊事業法に関する課題を整理し、「世田谷区旅館業法施行条例(改正素案)」と「世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(改正素案)」を取りまとめました。

#### 主な目的

区民の安全・安心の確保と静穏な住環境の維持を図るとともに、事業者による適正な運営を促進し、事業者と地域の共生を進めることを目的としています。

#### 主な改正内容

##### 両条例(改正素案)に共通する内容

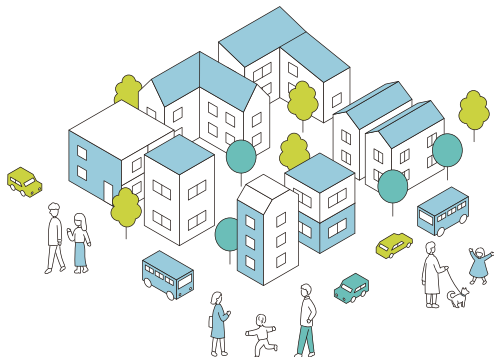
- 名称、緊急連絡先等を記した標識の掲示 ●周辺住民等への事前周知 ●廃棄物の適正な処理
  - 緊急時の駆けつけ要件
- 区民の安全・安心の確保と静穏な住環境を維持し、地域との共生を促進します。

##### 世田谷区旅館業法施行条例(改正素案)

- 宿泊者へ地域ルールや注意事項の説明
- 区民の安全・安心の確保と静穏な住環境を維持し、地域との共生を促進します。

##### 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例(改正素案)

- 住居専用地域について平日の事業の制限(家主居住型等で条件に合った場合のみ平日の事業を可能とする)
- 家主居住型等で適正な運営を行う事業者と他の事業者の差別化を図ります。



☎世田谷保健所生活保健課 ☎5432-2904 FAX 5432-3054 区HPQ 35467